

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(単位：千円)

基金の名称		ハンセン病元患者家族補償金支払基金	
基金設置法人名		独立行政法人福祉医療機構	
基金の額		今回造成額	17,570,682
		造成完了時における残高	17,570,682
	(うち国費相当額)	今回造成額	17,570,682
		造成完了時における残高	17,570,682
基金事業等の概要		<p>本事業は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(以下「ハンセン病元患者家族補償金支給法」という。)に基づき、独立行政法人福祉医療機構に基金を造成し、ハンセン病元患者家族に補償金を支給するものである。</p>	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和6年度	
	採択事業の最終的な終了予定時期	ハンセン病元患者家族補償金支給法上規定なし	
	基金の解散予定時期	ハンセン病元患者家族補償金支給法上規定なし	
基金事業等の目標		<p>個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の補償金の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		<p>ハンセン病元患者家族補償金支給法第27条により、独立行政法人福祉医療機構に基金を設置することとされている。</p>	
その他の事項			